桜井地区まちづくり会議提言書

令和6年(2024年)11月12日 桜井地区まちづくり会議

~提言にあたって~

第5次総合振興計画後期基本計画策定にあたり、桜井地区では、

委員21人で構成する地区まちづくり会議を開催し、慎重に議論を重ねて まいりました。

地区まちづくり会議において、地区の現況や課題を整理し、今後の地区 のまちづくりに関する意見交換を行い、ここに提言としてまとめておりま す。

住民にとって、この地区に住んでよかった、また越谷市に住んでよかったと思える、よりよいまちとなるよう、私たちの思いを込めたこの提言書を尊重いただき、今後、計画の策定を進めていただきますようお願い申し上げます。

令和6年11月12日

桜井地区まちづくり会議

会長 小 倉 繁

1 第5次越谷市総合振興計画における地区の将来像とまちづくりの目標

(1) 桜井地区の将来像

憩える自然につつまれた、住みよいふれあいのまち桜井

(2) 現況と課題

【現況】

桜井地区は、子どもから高齢者まで世代を超えたコミュニティが形成され、地域における防犯・防災活動などのまちづくり活動にも積極的な地区です。ふれあいサロンの展開や地域における高齢者の生活支援など、世代を超えた支え合いの仕組みも構築されています。

地区内には、古利根川・新方川をはじめとした河川・水路など、身近な水辺が多く存在するとともに、住宅地に点在する屋敷林や平方自然観察林など豊かな緑にも恵まれ、これらは地域の特徴的な資源となっています。

こうした貴重な資源をはじめ、日光街道宿場町としての歴史や下間久里の獅子舞などの伝統 文化を後世に受け継いでいくための取組が求められています。

【課題】

地域を流れる河川・水路は、近年、水質低下が進み、台風や集中豪雨の際には水害の不安があります。また、地域の生活を支えてきた農業にも衰退が見られ、遊休農地や休耕田の活用など、地区の資源の活用や魅力の P R も課題となっています。

道路については、特に学校周辺の狭隘道路などの問題があり、整備が進む平方公園については、防災機能の充実のほか、少子高齢化に対応した多様な利用や早期完成が求められます。

今後も少子高齢化のさらなる進展が予想される中、新たな公共交通網整備の検討や地域と行政が連携した日常生活支援体制整備など、子どもから高齢者まで障がいのあるなしに関わらず 生きがいをもって快適に暮らせる環境づくりが課題となっています。

キーワード	魅力	課題
自然・田園	◇ 河川・水路などの水辺環境◇ 屋敷林や平方自然観察林などの豊かな緑	◆ 河川や水路の水質改善・災害対策◆ 農業の衰退、耕作放棄地の増加
安全・安心	◇ 地域での防犯・防災活動の実施	◆ 狭隘道路などの道路整備◆ 高齢化に対応した公共交通網の検討◆ 平方公園の多様な利用と早期完成
コミュニティ	◇ 地域住民のまちづくりへの積極的な参加◇ ふれあいサロンの展開	◆ 高齢者等への日常生活支援◆ 若者から高齢者まで参加しやすいコミュニティづくり
歴史・文化	◇ 日光街道宿場町としての歴史◇ 獅子舞などの伝統文化	◆ 地区の魅力の活用・PR

(3) まちづくりの目標

暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり

目標 2 防災力を高め、地域の連携と支え合いによる、安全で安心なまちづくり

目標3 絆と連携を強め、誰もが生きがいを持って快適に暮らせるまちづくり

歴史ある伝統を引き継ぎ、輝きのある文化と美しい景観を創造し、地域の魅力を発信するまちづくり

2 取組の体系

目標1 暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまち づくり

重点的な取組1-1 水害対策や水質対策などによる河川・水路環境の改善 【方向性】

- ① 古利根川をはじめとした河川・水路の環境改善
- ② 下水道整備の促進

重点的な取組1-2 良好な環境の維持と向上

【方向性】

- ① 地域資源を有効に活用した環境の向上
- ② 公園の整備

重点的な取組1-3 環境改善のための対策促進

【方向性】

① 景観・環境改善

重点的な取組1-4 農業の活性化

【方向性】

① 農地の保全と農業経営の改善

目標2 防災力を高め、地域の連携と支え合いによる、安全で安心なまちづくり

重点的な取組2-1 安全性を重視した道路、交通環境の整備

【方向性】

- ① 道路整備の推進
- ② 橋の整備及び道路環境整備
- ③ 公共交通網の整備

重点的な取組2-2 地域をあげた防災による安心・安全なまちづくり 【方向性】

① 防災対策の強化

目標3 絆と連携を強め、誰もが生きがいを持って快適に暮らせるまちづくり

重点的な取組3-1 誰もが生きがいをもって快適に暮らせる環境づくり 【方向性】

- ① 子育て支援の充実
- ② 社会教育の充実

重点的な取組3-2 コミュニティの活性化

【方向性】

① 自治会及び子どものコミュニティの活性化

目標4 歴史ある伝統を引き継ぎ、輝きのある文化と美しい景観を創造し、地 域の魅力を発信するまちづくり

重点的な取組4-1 地域の伝統文化の継承と創造

【方向性】

① 個性ある地域文化の創造

目標1 暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり

重点的な取組1-1 水害対策や水質対策などによる河川・水路環境の改善		
方向性	具体的な内容	
① 古利根川をはじめとした河川・水路の環境改善	 ≪地域でできること≫ ○古利根川クリーン作戦などの清掃活動 ○ゴミ捨て防止啓発運動、泥上げ清掃 ○植栽等の美化活動 ≪市への期待≫ ●河川の水質改善(20) ●農業用水と生活排水を分離(23) ●農業用水の水質を改善(24) ●古利根川用水期中に導水する環境水路を整備(25) ●古利根川の他自然型護岸整備を県に要望(26) ●憩いの場となるよう河川の親水空間を整備(27) ●古利根川クリーン作戦への支援(28) ●平新川の堆積物を撤去(29) ●排水路・側溝の適切な維持管理・整備(30) ●排水路の悪臭防止及びゴミの撤去(31) ●古利根川用水期中の排水路への通水(32) ●合併処理浄化槽の設置の促進(33) 	
② 下水道整備の促進	≪地域でできること》○合併処理浄化槽設置に関する理解・啓発≪市への期待》● D I Dへの公共下水道の整備(21)●公共下水道未接続世帯等への指導(22)	
重点的な取組1-2 良好	な環境の維持と向上	
方向性	具体的な内容	
① 地域資源を有効に活用した環境の向上	 ≪地域でできること≫ ○桜井の森等の樹木育成 ≪市への期待≫ ●屋敷林保全への公的支援(35・38) ●平方自然観察林保全のため周辺地を公有地化(36) ●屋敷林をつなげた「桜井の森」を整備(37) 	
② 公園の整備	 *地域でできること》 ○公園の日常的管理 *市への期待》 ●地域住民が利用する視点で平方公園を整備、公園レイアウトを検討(39・40・41) ●桜井地区中央、南部に公園を整備(42) 	

重点的な取組1-3 環境改善のための対策促進		
方向性	具体的な内容	
① 景観・環境改善	≪市への期待≫●法令等に基づく開発地の緑化指導を徹底(11)●閉鎖的な資材置き場などを規制(12)●景観条例、景観計画に基づく美しいまちづくり(13)	
重点的な取組1-4 農業の活性化		
方向性	具体的な内容	
① 農地の保全と農業経営の改善	 ≪地域でできること》 ○地産地消の推進 ○立葵の種集め、手入れ、販売 ≪市への期待》 ●農業用水路・排水路の公的管理(34) ●農業公社・生産法人設置などの農地保全施策の推進(53) ●農産物販売所を設置(54) ●遊休農地に花植えなどを行い地域の魅力を発信(55) ●市民農園を拡大(56) 	

目標 2 防災力を高め、地域の連携と支え合いによる、安全で安心なまちづくり

重点的な取組 2-1 安全性を重視した道路、交通環境の整備		
方向性	具体的な内容	
① 道路整備の推進	 ≪市への期待≫ 歩行者が優先されるコミュニティ道路の整備(14) 通行危険個所を解消(15) 大型車の通行規制(16) 道路の拡幅、歩道の設置(17) 	
② 橋の整備及び道路環境 整備	≪市への期待≫●平方大橋の建設是非を含め建設内容を見直し(18)●平方大橋整備に合わせた周辺道路の計画的な整備(19)	
③ 公共交通網の整備	<地域でできること》○利用時間や頻度等の利用実態を市に情報提供<市への期待》●地区内の公共交通網の整備(8・9・10)	
重点的な取組 2-2 地域	をあげた防災による安心・安全なまちづくり	
方向性	具体的な内容	
① 防災対策の強化	 ≪地域でできること≫ ○防災訓練などへの参加 ○防災マップを作成 ≪市への期待≫ ●会の川、平新川、新方川を整備(43) ●平方公園内に設置する調節池の容量を増加(44) ●平新川の排水ポンプ場の公的管理(45) ●遊水地、一時貯留地、内水排除施設を整備(46) ●調整池を整備(47) ●水田を維持し水害に対応(48) ●地下埋設式貯留槽を設置(49) ●せんげん台駅前の排水対策(50) ●災害避難所の確保(51) ●防災の観点による計画的な市街地開発(52) 	

目標3 絆と連携を強め、誰もが生きがいを持って快適に暮らせるまちづくり

重点的な取組 3-1 誰もが快適に暮らせる環境づくり	
方向性	具体的な内容
① 子育て支援の充実	 ≪地域でできること≫ ○運営への協力や集会所等の提供 ≪市への期待≫ ●地域の中で協力し合える子育て支援体制を整備(1・2・3) ●桜井保育所の整備と併せて0歳児保育を実施(6)
② 社会教育の充実	≪市への期待≫●児童館コスモスの利用時間を延長(4)●空き教室を活用した高齢者と児童のふれあいの場を設置(5)●学校施設を開放(7)
重点的な取組3-2 コミ	ユニティの活性化
方向性	具体的な内容
① 自治会及び子どものコ ミュニティの活性化	 ≪地域でできること≫ ○こども食堂の開設 ○交流館の整備・充実 ≪市への期待≫ ◆公民館カフェの設置など世代を超えた公民館利用の促進(57) ●桜井交流館の老朽化対応(58)

______ 目標 4 歴史ある伝統を引き継ぎ、輝きのある文化と美しい景観を創造し、 地域の魅力を発信するまちづくり

重点的な取組 4-1 地域の伝統文化の継承と創造		
方向性	具体的な内容	
① 個性のある地域文化の 創造	≪地域でできること》○地域文化体験教室の開催○地域文化の育成≪市への期待》●獅子舞や虫追い、とうかんや等の伝統文化の継承(59)●個性のある地域の文化を育成(60)	

桜井地区まちづくり会議

提言 2024

(提言趣意書)

分類		提言のタイトル
子育て支援	1	子育て協力(前 105)
	2	地域での子育て(前 106)
	3	ファミリーサポート事業の普及(前 107)
	4	児童館コスモスの利用時間延長(前 120)
	5	空き教室の開放と福祉教育の推進(新)
保育所の整備	6	ゼロ歳児保育所の設置(前 101)
社会教育	7	学校施設の開放(前 117)
公共交通網の整備	8	地区内の公共交通網の整備(前 55)
	9	地区と病院や駅などとをつなぐ多様な公共交通手段の検討(前 56)
	10	バス不便地区への対応(前 57)
開発と緑化	11	開発地の緑化 (前 36)
	12	閉鎖的な資材置き場の規制(前 74)
	13	景観上美しいまちづくり(前 139)
道路の安全対策	14	步行者優先道路(前 50)
	15	通行危険個所の解消(新)
	16	大型車の通行規制(前 49)
	17	道路の拡幅、歩道の設置(前 43、44、45、46)
	18	平方大橋の見直し(前 53)
	19	計画的な道路整備(前 54)
公共下水道の整備	20	水質改善(前 11)
	21	市街化調整区域人口集中地区への公共下水道の促進 (前 15)
	22	公共下水道未接続の解消 (前 16)
農業水路	23	農業用水と生活排水との分離 (前4)
	24	農業用水の水質改善(前 39)
	25	環境水路の整備(前 10)
河川整備	26	多自然型護岸整備 (前1)
	27	河川の親水空間整備(前 24)
河川・水路管理	28	古利根川のゴミの除去(前 3)
	29	平新川の流入土砂撤去(前6)
	30	排水路・側溝の維持管理・整備(前7)

	31	排水路の悪臭防止、ゴミの撤去(前 9)
	32	排水路の常時通水(前 12)
	33	合併浄化槽の設置促進 (前 17)
	34	水路管理の公的支援 (前 14)
林のみどり	35	屋敷林保全(前 18)
	36	平方自然観察林の保全・拡大 (前 20)
	37	桜井の森の整備(前 21)
	38	屋敷林景観の維持と保全(前 138)
公園整備	39	平方公園の広域利用見直し(前 26)
	40	平方公園レイアウト見直し(前 27)
	41	平方公園屋内施設の整備 (前 28)
	42	桜井地区中央、南部への公園整備 (前 30)
水害対策	43	水害対策のため会の川、平新川、新方川の整備 (前 5)
	44	平方公園の遊水機能の増強(前 29)
	45	排水設備の整備(前 64)
	46	内水害対策(前 67)
	47	調節池の整備(前 68)
	48	水田、遊水地等による水害対策(前 69)
	49	地下埋設式貯留槽の設置(新)
	50	せんげん台駅前の排水 (前 66)
災害対策	51	災害避難場所の確保 (新)
	52	計画的な市街地開発(前 70)
農業振興	53	農地保全(前 37)
	54	農産物直売所 (前 38)
	55	遊休農地の利用(前 42)
市民農園	56	市民農園の拡大(前 41)
公民館の活用	57	公民館の利用促進(前 125)
	58	交流館の整備・拡充(前 127)
地域文化	59	地域文化の継承(前 133)
	60	地域文化の育成支援(前 134)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

【子育て支援】

家庭環境や働き方、子育てをめぐる社会との関係など、時代の変化に伴い、各家庭が独自に子育てをする機能が弱くなっていると言われる。子育ては親が責任を持って行えばよいと言い切れない課題が生じていることから、地域の子育て支援が重要である。

1. 子育て協力 (前 105)

ばあちゃんの子育ての協力の場の充実や、子育てを支援する協力体制を整備してほしい。 前 105 の提言に対し、越谷市から、ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助を行い たい方(提供会員)と子育ての援助を受けたい方(利用会員)を会員として組織し、地域におけ る子育ての相互援助活動を行っております。また、市広報紙等で活動内容を P R し提供会員の増 加を図っております、との回答を得ている。

今後とも取組内容を注視していきたい。

2. 地域での子育て (前 106)

地域で子どもを育て、見守る場づくり、多世代が参加できる取組を促進し、ボランティアなど 支援の仕組みづくりや地域の各種事業の周知等を推進してほしい。

前 106 の提言に対し、越谷市から、ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助を行いたい方(提供会員)と子育ての援助を受けたい方(利用会員)を会員として組織し、地域における子育ての相互援助活動を行っております。また、子育てサロンや地域子育て支援センターでは、子育て中の親子同士の交流・相談の場であるとともに、各種親子教室などの講座を行っております、との回答を得ている。

今後とも取組内容を注視していきたい。

3. ファミリーサポート事業の普及 (前 107)

こしがやファミリーサポート・センターが行っている事業を普及し、サポート体制を活性化してほしい。

前 107 の提言に対し、越谷市から、ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助を行いたい方(提供会員)と子育ての援助を受けたい方(利用会員)を会員として組織し、地域における子育ての相互援助活動を行っております。また、市広報紙等で活動内容を P R し提供会員の増加を図っております、との回答を得ている。

今後とも取組内容を注視していきたい。

4. 児童館コスモスの利用時間延長 (前 120)

夏と冬では日照時間が変わることから、児童館の利用時間を夏時間と冬時間に分けた方が良い。前 120 の提言に対し、越谷市から、過去の夏季休業期間に行った開館時間延長調査によると、全体来館者に対する午後 5 時以降利用率は、H19:8%、H20:7.6%、H21:5.9%と少ない状況にあります。また、午後 5 時半の防災無線後に退館する来館者が多いことから、現在利用時間の延長は行っておりません。今後も、利用者ニーズを踏まえた施設運営に努めてまいります、との回答を得ている。

今後とも取組内容を注視していきたい。

5. 空き教室の開放と福祉教育の推進 (新)

空き教室を活用して高齢者の方に来てもらい児童と高齢者のふれあいを通じて福祉教育、高齢者の知恵の伝達、高齢者の居場所づくりなどの事業を行ってほしい。実施に当たっては安全安心の確保、責任体制など、必要な検討を行い、実施してほしい。

【保育所の整備】

越谷中央保育所と大沢第一保育所の合併による「緑の森保育所」(久伊豆神社付近)の整備が進んでいる。越谷市として、桜井、蒲生保育所の老朽化対策は、次の最優先課題とのことである。

駅と反対方向にある保育所に、親が毎朝、子どもを預けに行くのは、かなりの負担。主要駅に 預かりセンターを設けて、別の施設にバスで移動し、夕方、再び預かりセンターに届けるという 方法も考えられるのではないか等の意見がある。

6. ゼロ歳児保育所の設置 (前 101)

ゼロ歳児保育所を設置し、ゼロ歳児までの保育所受入可能年齢を拡大してほしい。

前 101 の提言に対し、越谷市から、桜井地区における児童数や保育需要に係る推計を踏まえ、建て替えに併せて、ゼロ歳児も含めた低年齢児の定員増についても検討していく、との回答を得ている。

検討結果を桜井地区まちづくり推進会議等で報告し、実現に向けて進めてほしい。

【社会教育】

7. 学校施設の開放 (前 117)

社会教育のために学校施設を開放してほしい。

前 117 の提言に対し、越谷市から、校長の判断のもと、平日夜間と土曜日午前に小中学校の校 庭や体育館を社会教育団体に開放しているほか、土曜日午後と休日についても、桜井地区センタ ーを介して、校庭や体育館を地域の社会教育団体に開放しております。また、PTA、自治会等の 活動についても、校庭や体育館を開放し、その活動に児童生徒、教職員が多く参加しています。 さらには、放課後子ども教室として、地域ボランティアに放課後の教室や体育館等を開放し児童 の放課後の居場所づくりを支援するなど、引き続き協力してまいります、との回答を得ている。 今後とも取組内容を注視していきたい。

【公共交通網の整備】

桜井地区の発展にともない、地区内の交通手段の不備が目立ってきている。特に高齢化が進む 中で、公共交通網の不備により市民の日常生活に支障が生じている。

8. 地区内の公共交通網の整備 (前 55)

高齢者の移動などのため、桜井地区内に新たなバス路線の整備が必要である。公共交通網は、 高齢化が進む社会ではインフラと位置づけられる。民間事業者への支援策の検討、関係者との連 携など、実現に向けた活動を推進してほしい。

前 55 の提言に対し、越谷市から、市民生活を支える公共交通網の形成については、バス路線 の維持・充実に努めるとともに、市民の皆様や事業者との連携・協働を図りながら、公共交通を 利用しやすい環境の整備についても検討していくとの回答を得ている。

検討結果を桜井地区まちづくり推進会議等で報告し、実現してほしい。

9. 地区と病院や駅などとをつなぐ多様な公共交通手段の検討 (前 56)

地区の居住者が病院や駅などに行く場合、公共交通機関がなかったり、アクセスに時間がかか ることがある。徒歩での移動が困難な場合は、自転車や車を利用するが、特に高齢者にはそれも かなわず、日常生活に支障が生じていることから、地区と病院や駅などとをつなぐ多様な公共交 通手段を検討してほしい。

前 55 の提言に対し、越谷市から、市民生活を支える公共交通網の形成については、バス路線 の維持・充実に努めるとともに、市民の皆様や事業者との連携・協働を図りながら、公共交通を 利用しやすい環境の整備についても検討していくとの回答を得ている。

検討結果を桜井地区まちづくり推進会議等で報告し、実現に向けて進めてほしい。

10. バス不便地区への対応 (前 57)

バス不便地区(平方方面)(各駅〜病院)(北高方面)を改善してほしい。桜井地区の特に平方、 越谷北高校周辺から、各駅、病院などにバスで移動することが困難である。バス不便地区への対 応を期待する。

前 57 の提言に対し、越谷市から、市民生活を支える公共交通網の形成については、バス路線の維持・充実に努めるとともに、市民の皆様や事業者との連携・協働を図りながら、公共交通を利用しやすい環境の整備についても検討していくとの回答を得ている。

検討結果を桜井地区まちづくり推進会議等で報告し、実現に向けて進めてほしい。

【開発と緑化】

桜井地区のおよそ半分が市街化調整区域で、農地が広がっている。桜井地区のまちづくり目標「暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり」を実現させるための自然資源の大半が、この市街化調整区域にある。この区域で、近年、開発行為が盛んに行われている。開発行為は、越谷市まちの整備に関する条例などの法令の下で行われているが、法令の枠からはみ出ているのではないかという状況も続いている。越谷市総合振興計画や、都市農業推進基本計画、環境管理計画、緑の基本計画、景観計画などがめざす方向からも外れている状態が散見される。

法令、計画が示すまちづくりにもとづき、状況の改善を求める。

11. 開発地の緑化 (前 36)

法令、各種計画に基づき、開発における緑化の徹底・指導を行ってほしい。

前 36 の提言に対し、越谷市から、越谷市まちの整備に関する条例に基づき、500 m以上の開発の際には緑化が義務付けされております。引き続き、開発地における緑化の指導等に努めてまいります。条例に基づいて、緑化されていないものは、指導をしていきたい、との回答を得ているが、桜井地区内の開発地の多くで条例の基づく規定の緑化が実施されていない。

桜井地区コミュニティ推進協議会総務部会に、担当課は、書類審査は行うが、それが実際に行われているかどうかの確認はしていない。条例に基づいて緑化されていると思っている、と回答した。法令と実態が異なっているのは事実である。

2023 年 4 月、条例に基づく緑化義務面積が開発面積の 10%から 5%に緩和された。担当課に依れば、開発側から、緑化面積を減らしてほしいという要望があったからとのことである。越谷市まちの整備に関する条例が制定された当初、越谷市は、これで 10%の緑は守られることになっ

たと説明していた。それが市民に説明なく改定され、実際には、その 5%ですら守られていないということである。

既存開発地における緑化の実態調査を行い、条例に基づいた緑化が行われていない場合は、改めて指導し、桜井地区のまちづくり目標「暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり」の実現に努めてほしい。

12. 閉鎖的な資材置き場の規制 (前 74)

高い塀などの隠ぺいか所の解消、指導してほしい。閉鎖的な資材置き場などは、防犯上の危険 性があるので規制してほしい。

前 74 の提言に対し、越谷市から、農地を資材置場等として開発する際には、開発者に「越谷市まちの整備に関する条例」に基づく手続きを義務付けているとともに、周辺への景観に配慮するよう、指導しております、との回答を得ているが、閉鎖的な資材置き場が増加している。

越谷市景観条例にもとづく景観形成基準は、工作物の建設等の景観形成基準を設けている。周囲 景観への配慮、違和感や圧迫感を与えない、柵・塀を設置する場合は、必要以上に閉鎖的になら ないようにする、携帯意匠、色彩等について周囲との調和を図るように努める、工作物の外周や 道路境界部では、景観の向上に資する緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努めるなどと している。

緑化対策、景観形成など、これまで指導の結果は出ていない。今後の対応を期待するとともに 桜井地区まちづくり推進会議に状況報告を求める。

13. 景観上美しいまちづくり (前 139)

桜井地区全体を見て、清潔で、犯罪のないまちにするとともに、美しいまちにしていきたい。 越谷市は、市全域にわたって景観法に基づく制度を積極的に活用し、景観の誘導等を行うことが 求められている。まちに緑があふれ、ゆとりある空間があり、美しい建物があるという、新しい 魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくりを進めてほしい。しかし現実は、まちづくり条例に定 められた緑化区域もなく、道路際までの高いしゃへい壁で囲まれた資材置き場や事業所が連なる よろしくない景観が展開されている。

前 139 の提言に対し、越谷市から、大落古利根川などの河川やその周辺に残された社寺林や屋敷林、平方自然観察林などの自然の保全・活用を図り、水と緑のつながりある景観づくりに努めてまいります、との回答を得ているが、現場は悪化する傾向にある。

景観条例、景観計画にもとづき、「憩える自然につつまれた、住みよいふれあいのまち桜井」の

実現に向けた取り組みを推進してほしい。

【道路の安全対策】

桜井地区には、狭くて交通量の多い道路がたくさんある。PTAや自治会などが、児童の登下 校時などの交通安全に大きな懸念を抱いている。

対応策の実施が望まれる。

14. 歩行者優先道路 (前 50)

歩行者が優先される道路(コミュニティ道路)を整備してほしい。

車歩分離が進んでいるのは、ほぼ幹線道路のみ。生活道路は、車も人も混在している。児童の 登下校時はひやひやものだ。時間を区切って、車の通行を制限する、通行証を持つ地元車のみ通 行可能にするなど、歩行者優先道路の設置が求められる。

前 50 の提言に対し、越谷市から、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、基本的に 6 m 以上の道路の拡幅整備を進めており、既存道路では、車道幅員の確保など、様々な課題もあることから、今後調査・検討してまいりますとの回答を得たが、提言に対する回答ではない。

交通災害の防止に取り組んでほしい。

15. 通行危険個所の解消 (新)

児童の登下校時等に、信号機のない交差点や横断歩道など、歩行者等の通行に危険が生じている る箇所への安全対策を推進してほしい。

桜井地区内の、学校近辺での交通危険個所に対して、小学校の登校時に交通安全指導員が配置されている場所もあるが、念仏橋のセブンイレブン側の信号がない交差点など、何も配慮されていない場所もある。交通安全のための親の立哨が行われている場所でも、親の負担が増えてきていて、今後の対応への懸念がある。

また、近年開発が進み、資材置き場への出入りの大型トラックなどの通行が激しくなっている 平方小学校付近の5叉路など、保護者間で交通災害の増加が心配されており、信号機の設置や各 道路とも一時停止規制するなどの対応策が求められている。

桜井小学校学区内の念仏橋のセブンイレブン側の信号がない交差点、平方小学校学区内の5叉路など、桜井地区内の危険個所への交通指導員の配置、交差点に入るすべての道路への一時停止規制、信号機の設置などの安全対策を推進してほしい。

小学校の登校時に立哨する親の負担も増えてきているので、今後、地域で児童の交通安全対策を

どのようにしていくのか、PTAなどと対策を検討してほしい。

16. 大型車の通行規制 (前 49)

通勤、通学、買い物などの時間帯や場所に応じて大型車の通行規制を実施してほしい。 前 49 の提言に対し、越谷市から、大型車の法的規制は、市ではできない。ご要望をいただいた際には、内容を越谷警察署へ伝えております、との回答を得ている。最近、資材置き場や事業所が拡大している平方地区での大型車の通行が懸念されていることなどから、越谷市役所と警察との役割分担により、対応を期待します。

17. 道路の拡幅、歩道の設置 (前 43、44、45、46)

念仏橋〜桜井小学校〜国道 4 号バイパス、平方中学校・平方小学校・桜井小学校の通学路、大 泊地区や北高北側付近など、交通量が多く狭隘な道路の拡幅、歩道の設置、必要な個所への信号 機・ミラーの設置を求める。

前43、44、45、46の提言に対し、越谷市から、通学路の安全対策については、通学路安全総点検により策定された「通学路整備計画」に基づく整備のほか、児童・生徒や未就学児が日常的に利用する経路について、関係機関と協議の上、計画的に安全な歩行空間の確保を進めております。また、危険箇所については、地区からの要望に応じ、状況を調査の上、ミラー設置の検討を行うとともに、信号機については、越谷警察署へ要望をお伝えしております。桜井地区においては、令和3年度に桜井小学校及び平方小学校の通学路の一部においてグリーンベルト等の区画線整備や補修を実施しました。 道路整備については、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、基本的に6m以上の道路の拡幅整備を進めるとともに、都市計画道路については、歩車道を分離した整備を進めています。その他、住宅地周辺の道路拡幅や歩道設置については、条例を踏まえ検討してまいります。既存道路の拡幅整備は、次の場合によります。①開発に伴い道路後退が行われた場合、②地元から道路後退による拡幅整備の要望があった場合、との回答を得ているが、いずれも解決に至っているわけではない。実現を期待する。

18. 平方大橋の見直し (前 53)

平方大橋の建設是非を含めた建設内容の見直しを求める。

計画通り、平方大橋が建設されると、平方北通りがバイパスと旧4号との通過地域になり、現状のままの道路事情では、地元への危険度が増すばかりなので、建設を見直してほしい。

前 53 の提言に対し、越谷市から、本市の道路網については、国道・県道による広域的な幹線

道路網を市道の1級及び2級路線で補完し、主要な道路交通網を形成しており、平方大橋につきましても、南側の市道1010号線の受け皿として、東は国道4号バイパスへ、西は一般国道4号へ接続するものでございます。今後につきましても、春日部市赤沼地区の産業団地や東埼玉道路の一般部の開通など、周辺の道路状況を注視しながら、引き続き、春日部市と整備に向けた協議を進めてまいります、との回答を得ているが、道路の安全対策の観点からの回答はない。

狭隘道路や通り抜け道路、開発の拡大による大型車両の通行などにより、道路安全が危機的状況に至るのではないかという地域の懸念に対応してもらいたい。平方大橋の計画策定時に、地域の市民参加はなかったので、建設の是非を改めて検討すべきである。

19. 計画的な道路整備 (前 54)

平方大橋整備に合わせた計画的な道路整備を求める。

計画通り、平方大橋が建設されると、平方北通りがバイパスと旧4号との通過地域になり、現状のままの道路事情では、地元への危険度が増すばかりなので、計画的な道路整備が必要である。

前 54 の提言に対し、越谷市から、平方大橋の整備にあたっては、円滑な交通に支障となる箇所について、必要に応じて整備を検討してまいります、との回答を得ている。

平方大橋の建設と計画的な道路整備は一体である。円滑な交通に支障となる箇所の整備について、桜井地区まちづくり推進会議や自治会連合会などと協議を進め、越谷市の将来像「水と緑と太陽に恵まれた、みんなが活躍する安心・安全・共生の都市」を実現してほしい。

【公共下水道の整備】

公共下水道の全体計画では長期的な整備区域として、現在の事業認可区域を含む 4,441 h a が 想定されており、桜井地区内の市街化調整区域も「越谷第 4 処理分区」として計画区域に含まれ ています。

しかし平成 27 年、越谷市下水道事業運営審議会は、「公共下水道による整備は、現在の下水道 事業認可区域までにすべきであるという結論に至った。」とし、越谷市の下水道整備は、すでに実 施した場所で終了にして、今後は実施しないとの答申をした。

答申文によれば、将来的な人口の推移、整備を行った場合の住民への負担、経営への影響、環境への負荷などを勘案して検討した結果であるということである。

下水道事業課による説明では「公的資金を、これ以上かけたくない」というのも理由のひとつであった。

しかし、公共下水道を必要とする状況は、依然として続いている。近年の開発規制の緩和、農

地から宅地への転用の増加等、市街化調整区域にあっても人口集中区域(DID)が年々拡大している。それによって単独浄化槽の残置、合併浄化槽の点検不良などから、河川水路の水質が悪化し、排水路の汚泥やゴミ処理が追いついていない。

平成 27 年の答申には、「将来、土地利用計画に変更が生じた場合は、計画の見直しなど柔軟に 対応する必要がある。」という付帯意見がある。

答申から 10 年。(公共下水道の整備は)「現在(平成 27 年)の下水道事業認可区域まで」という答申内容を見直し、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画は、桜井地区の下水道計画の推進を明確にすべきである。

20. 水質改善 (前 11)

河川の水質を改善してほしい。

前 11 の提言に対し、越谷市から、古利根川や水路等の環境整備や清掃等の維持管理については、河川管理者である県とともに、浸水対策と併せて取り組んでおります。また、河川等の水質改善のため、公共下水道への接続及び合併浄化槽への転換を促進してまいります、との回答を得ている。

桜井地区を流れる古利根川、新方川の水質は、上流からの自然流下や満潮時の下流域からの流 入のほか、域内の浄化槽の排水や生活排水などの影響を受けている。

桜井地区で公共下水道の整備されていない地域の排水路の水質は極めて悪化している。

桜井地区コミュニティ推進協議会総務部会の問いに、越谷市は、古利根川や水路等の環境整備や清掃等の維持管理については、河川管理者である県とともに、浸水対策と併せて取り組んでいるとしているが、河川等の水質改善の具体策はない。また、河川等の水質改善のため、公共下水道への接続及び合併浄化槽への転換を促進するとしているが、公共下水道が整備されていない地域への対応策ではない。

河川の水質改善は、さまざまな対応策があるので、改めて取り組んでほしい。

21. 市街化調整区域人口集中地区への公共下水道の促進 (前 15)

市街化調整区域人口集中地区(DID)の下水道整備を促進してほしい。

前 15 の提言に対し、越谷市から、公共下水道(汚水)の整備区域は現在の事業認可区域までとしていることから、当該区域における公共下水道整備の予定はありません、との回答を得ている。

市街化調整区域は、市街化を抑制する地域であり、人が住むための住宅や商業施設などを建築

することは原則認められていないか、制限がある。しかし、越谷市の市街化調整区域は、規制緩和や、農地転用のしやすさ、雑種地からの転用などで人口集中地区(DID)が拡大している。そのため農業水路への生活雑排水の混入や、排水路の水質悪化など、排水状況が著しく悪化している。市街化調整区域の規制は形骸化しているので、現実の問題を解決するため、DIDへの公共下水道の設置を求める。

DID の拡大を放置したまま、公共下水道の建設を取りやめるのは、不適切である。

22. 公共下水道未接続の解消 (前 16)

桜井地区の市街化区域では公共下水道の整備が進んでいるが、まだ未接続の箇所がある。せっかく下水道が完備しているのだから、接続してほしい。

前 16 の提言に対し、越谷市から、公共下水道(汚水)の整備区域は現在の事業認可区域までとしていることから、当該区域における公共下水道整備の予定はありません。コロナ禍前は、未接続の解消のため、対面で指導していましたが、コロナ禍以後は、1 年に 1 度書面で接続依頼をしています、との回答を得ているが、今後、対面指導に戻るなど対応を進めてほしい。

【農業水路】

桜井地区のまちづくりの目標「暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり」を実現させるため、農業水路(用水路と排水路)の利活用が重要である。

23. 農業用水と生活排水との分離 (前4)

食を生産する水田に入る農業用水が、浄化槽などから出る生活排水と同じでは、よくないのではないか。農業用水と生活排水を分離すべきである。

前4の提言に対し、越谷市から、市街化区域内において公共下水道が整備されている地区以外は、農業用の水路へ生活排水が放流されております。農業用の用水路は、概ね道路沿いの小水路であることから、農業用水が通水できるよう整備し、用排分離に努めてまいります。排水の水質改善には、住宅雑排水の直接放流や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換と設置後の定期点検・清掃等が必要であることから、引き続き、利用者に対する周知・啓発に努めてまいります。との回答を得ている。

市街化調整区域は、原則として開発が規制され、住宅開発はできないことになっているが、例外があり、人口集中地域(DID)が増加している。それなら、早い段階で、用排分離を行い、 農業振興と生活環境の悪化防止を同時に解決すべきであった。 前4の提言に対し、「用排分離に努めてまいります。」との回答を得ている。まだ桜井地区での 実績はないので、すみやかに実現してほしい。

24. 農業用水の水質改善 (前 39)

農業用水の水質を改善してほしい。提言 25 に加えて、排水路の適切な維持管理、用水路への 蓋かけ、頻繁な清掃作業の実施など、農業用水の水質を改善してほしい。

地域を流れる農業用水は、農業だけでなく、地域の環境に大きな影響を与える。水質が良ければ、親しまれる水辺空間になり、水質が悪ければ、悪臭、ゴミ、衛生害虫の発生など地域から拒まれる。

前 39 の提言に対し、越谷市から、公共下水道の未整備地区については、家庭や施設等の排水が浄化槽で処理され、側溝や水路に放流されており、農業用水への流入が用水の水質悪化の原因となっております。そのため、浄化槽の定期的な点検による適正な維持管理や単独浄化槽から合併浄化槽への転換の周知を通じて、生活排水対策の啓発活動を行うなど、農業用水の水質改善に努めてまいります、との回答を得ている。

公共下水道の未整備地区では、開発行為が年々増加しており、浄化槽から排出される負荷量も増えている。公共下水道を整備しないまま、開発行為の増加を進行させていては、農業用水の水質改善はできない。

農業用水は、水田を主体とする桜井地区の農業の要である。地域の農業が衰退すると水田面積が減り、水害の危険性が一気に増大する。農業用水の水質改善と水害対策は直結していることを、前提にして行政を進める必要がある。

25. 環境水路の整備 (前10)

古利根川から導水する環境水路を整備してほしい。散策や魚釣りなどのできるよう古利根川に 水のある期間中は、導水するような「環境」を目的とした水路を整備してほしい。

前 10 の提言に対し、越谷市から、古利根川については、用水期は大吉にある古利根堰で堰止めをし、堰より上流の水位を上昇させて、既存の用水路を通じてそれぞれの田に用水を供給している、用水期が終了すると堰が解放され、古利根川の水位は下降し、河川としての限られた水しか流れないことから、導水は難しいと考えている、との回答を得ているが、提言内容は、古利根川に水のある期間中の導水である。

環境水路は、桜井地区のまちづくり目標の実現に貢献するので、実現してほしい。

【河川整備】

国土交通省は、多自然川づくり基本指針を定め、護岸については、水理特性、背後地の地形・ 地質、土地利用などを十分踏まえた上で、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖 環境と多様な河川景観の保全・創出に配慮した適切な工法とすることとしている。

桜井地区を流れる古利根川や新方川は、桜井地区のまちづくり目標「暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり」を、実現するための重要な自然資源である。 多自然川づくりの手法で、護岸整備を進め、まちづくり目標の達成に役立ててほしい。

26. 多自然型護岸整備 (前 1)

古利根川の護岸を単にコンクリートブロックを敷き詰めるのではなく、景観に配慮し植物の育成を促す人や自然にやさしい水辺環境として整備するため多自然型護岸整備を県に要望してほしい。

前1の提言に対し、越谷市から大落古利根川の護岸につきましては、多自然型護岸整備を県に 要望するとともに、河川沿いの遊歩道や緑道の整備も視野に入れて、地域特性に応じた水辺空間 の創出が図れるように努めてまいります、との回答を得ている。

継続的に対応してほしい。

27. 河川の親水空間整備 (前 24)

河川の親水空間整備を行い、河川を憩いの場にしてほしい。

古利根川は堤防の川表の一部に階段状の護岸が設けられているため、川辺に近寄れ、釣りなどができる構造になっているが、新方川は鋼矢板の垂直護岸で親水性に乏しい。

前 24 の提言に対し、越谷市から、河川の親水空間整備につきましては、地域の声を取り入れながら、水辺環境の整備ができるよう取り組んでまいります、との回答を得ている。

桜井まちづくりの目標達成に向けた対応を求める。

【河川・水路管理】

河川・水路のゴミや悪臭対策は、これまでも実施されてきているが、一度行えば解決できるというものでもなく、継続して実施していく必要がある。効率的な対応を進めるためにも、市民との情報共有による継続的な対応が求められる。

28. 古利根川のゴミの除去 (前3)

桜井地区コミュニティ推進協議会や平方地区各自治会により、毎年、古利根川クリーン作戦が 行われている。活動への支援が必要である。

前3の提言に対し、越谷市から、引き続き自治会など地域における清掃活動に対し、ごみ袋の提供や清掃後のごみの回収の支援を行ってまいります、との回答を得ているが、継続的に対応してほしい。

29. 平新川の流入土砂撤去 (前6)

平方地区の排水は、平新川に集中する。平新川に大量の土砂が流入し、水の流れが悪くなると、 水害被害も増大する。土砂を撤去し、河川環境を改善してほしい。

前6の提言に対し、越谷市から、河川内の流水阻害となる樹木や土砂等堆積物につきましては、 状況を確認しながら対応してまいります、との回答を得ているが、継続的に対応してほしい。

30. 排水路・側溝の維持管理・整備 (前7)

排水路や側溝が適切に維持できるよう、管理と整備を進めてほしい。

前7の提言に対し、越谷市から、排水路・側溝については、生活環境の改善と降雨時における流下能力の確保・向上を目的に、排水勾配の改善及び清掃作業を行っております、との回答を得ているが、継続的に対応してほしい。

31. 排水路の悪臭防止、ゴミの撤去 (前9)

排水路を適切に維持管理してほしい。用水路に蓋をするとか、頻繁な清掃作業を実施してほしい。

前9の提言に対し、越谷市から、水路の悪臭については、概ね周辺住居等の浄化槽等からの排水が影響していることから、周辺住民の皆様が管理している浄化槽や集水ます・配管(宅地内)の定期点検・清掃の励行により、水質悪化や悪臭の発生が減少するものと考えております。合併処理浄化槽への転換を行うことで、より効果が表れるため、住民皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいります。また、水路内の堆積物等の除去により、悪臭の軽減が図られると考えており、申請等に基づき対応してまいります。さらに、農業用水路の管理につきましては、通常時の管理は地域の利用者(自治会・農家組合等の団体)にお願いしており、収集したゴミ等を市が回収し処分を行っております、との回答を得ている。

排水路の悪臭は、住居等の浄化槽等からの排水が影響していることに間違いはないが、住宅が

増えすぎ、排水路への負荷量が大きすぎたため、排水路の中で有機物が腐敗して悪臭を発生していることも大きな理由だ。公共下水道が整備されていない市街化調整区域の人口集中区域の拡大を野放しにしたまま、浄化槽の点検・清掃に期待するだけでは無理がある。

また、水質悪化や悪臭の発生を減少させる浄化槽や集水ます・配管(宅地内)の定期点検・清掃について、行政からの報提供が十分行われているとは言えない。

排水路の管理について、自治会や周辺住民への情報共有、参加の促進など必要な対応を進めてほ しい。

32. 排水路の常時通水 (前 12)

生活排水だけしか流れない排水路は、悪臭やボウフラなどが発生しやすいので、古利根川に水 のある期間だけでも通水してほしい。

前 12 の提言に対し、越谷市から、古利根川については、用水期は大吉にある古利根堰で堰止めをし、堰より上流の水位を上昇させて、既存の用水路を通じてそれぞれの田に用水を供給しております。用水期が終了すると堰が解放され、古利根川の水位は下降し、河川としての限られた水しか流れないことから、常時通水は難しいと考えております。通水期間であっても、生活排水の希釈のために農業用水を利用することは難しいと考えています、との回答を得ている。

提言は、古利根川に水のある期間だけでも通水してほしいということである。

33. 合併浄化槽の設置促進 (前 17)

新築住居は、法的に合併浄化槽が義務付けられているが、桜井地区には、法規制以前に設置された、くみ取りトイレや単独浄化槽が多くあるので、合併浄化槽への切り替え支援を促進してほしい。

前 17 の提言に対し、越谷市から、くみ取りトイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、国や県の制度を活用しながら、市による交付額の上乗せや浄化槽設置に伴う配管工事費・撤去費の一部を加算し補助金を交付しております、との回答を得ている。

既存の単独浄化槽を合併浄化槽に切り替えるには、建物を改築しなければならない場合も少なくないが、敷地に余裕のある場合もあるので、引き続き設置の促進をしてほしい。

34. 水路管理の公的支援 (前 14)

農業水路の草刈りや清掃活動は、地域の自治会が行っている場合がある。農業と関係のない市 民も参加しなければならないという不公平さを解消してほしい。 前 14 の提言に対し、越谷市から、農業用水路の清掃等の管理については、通常時の管理は地域の利用者(自治会・農家組合等の団体)にお願いしており、収集したゴミ等は市が回収し処分を行っております。不法投棄や台風・大雨等により集積したゴミ等については、パトロールや申請等を基に、現地確認のうえ、対応いたします。との回答を得ている。

地域住民から、農家が自分の収入を得るための農業水路の管理を、なぜ自治会も行わなければならないかという疑問が出されています。農林水産省は、多面的機能直接支払交付金という制度を設け、農業が行われている地域の水路の草刈りや清掃活動に参加した地域の人たちに、農家、非農家を問わず日当を払っていいという交付金制度を設けています。桜井地区の農地は、農業振興地域農用地に区分されていませんが、埼玉県の多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)で、市町村において、多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地も対象とする。との定めがありますので、対応は可能である。

一方、今日の農業排水路は、もはや農家のためではなく地域の排水処理、水害対策に必要な公 共施設であるとの考えもあり、むしろその方が現実的である。水害発生を防ぐための排水機場の 操作や操作の判断などを民間に依存している状況は改善しなければならない。

【林のみどり】

第 5 次越谷市総合振興計画は、桜井地区の将来像として「憩える自然につつまれた、住みよい ふれあいのまち桜井」を掲げている。

そして桜井地区のまちづくりの目標は「暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然 と共存するまちづくり」である。

桜井地区には、古利根川・新方川をはじめとした河川・水路など、身近な水辺が多く存在するとともに、住宅地に点在する屋敷林や平方自然観察林など豊かな緑にも恵まれ、これらは地域の特徴的な自然資源である。

国土交通省などは、グリーンインフラを地域づくりに取り入れるように推奨している。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものである。

林の緑の保全、拡充、整備は、これからの地域づくりに重要である。

35. 屋敷林保全 (前 18)

屋敷林保全への公的支援、落ち葉利用できる循環社会の実現を推進してほしい。

前 18 の提言に対し、越谷市から、樹木・樹林の保全は、「越谷市緑の基本計画」における施策の1つとなっていることから、今後、課題の整理や調査研究しながら、適正な保全の在り方や方法などを検討してまいります。屋敷林については、「越谷市緑の基本計画」における施策の一つとなっていることから、今後、課題の整理や調査研究しながら、適正な保全の在り方や方法などを検討してまいります、との回答を得ている。

「越谷市緑の基本計画」には、屋敷林や社寺林などの樹林・樹木は、市内の貴重な緑地であり、 市内から失われつつある。これら限られた樹林・樹木を保全するため、保全すべき樹林・樹木を 調査し、地権者や近隣住民のご協力をいただきながら保全に努める、との記載がある。 そして次のような施策の取り組みが記載されている。

①樹林・樹木の調査

古くから親しまれてきた身近な樹林・樹木については、所有者のご協力をいただきながら、樹林・ 樹木の樹種・高さ・面積などを調査し、現況把握に努める。

②保存樹林・樹木指定の制度化

調査結果をもとに、指定対象とする樹木の高さや面積などの基準を定める。

③保存樹林・樹木の指定

保存樹林・樹木の指定制度等により、保全すべき樹木を指定し、保全に伴う維持管理などの支援 や近隣住民や市民ボランティアのご協力をいただきながら、樹林・樹木の保全に努める。

④景観重要樹木の指定

地域の景観形成に重要な樹木を保全するため、景観重要樹木の指定を検討する。

⑤緑化重点地区の指定

国や県の緑に関する制度を活用し、緑化重点地区の指定を検討する。

現行「越谷市緑の基本計画」は、平成28年に策定され、以来、8年たったが、なに一つ実施されていない。

また「越谷市緑の基本計画」には、策定 5 年後に見直すことが明記されているが、実行されていない。「越谷市緑の基本計画」に基づく必要な施策を実施するとともに、定められている計画の見直しを行うべきである。

36. 平方自然観察林の保全・拡大 (前 20)

平方自然観察林の樹木繁茂による周囲への影響を生じさせないため、緩衝帯となるよう周辺地 を公有地化してほしい。

前 20 の提言に対し、越谷市から、当該地は、平成 24 年度に市が買い取り、生物の生息地や観

察場所として利用されています。今後は、自然観察公園としての整備や、周辺の田園と一体となった活用等を検討してまいります。周辺の土地の買い取りなど、一体となった活用等を検討していきます、との回答を得ている。

平方自然観察林は、自然の遷移を止めない管理が行われていることから、生きた林を体験できる越谷市唯一の施設となっている。このような観察林は、近隣自治体にはない。

周囲を道路、農業水路、農地に囲まれており、樹木の枝葉が敷地境界外にはみ出して道路の障害になったり、耕作への支障が生じないよう管理されているが、将来、農地側が開発されると、越境樹木の問題が生じる可能性がある。越境樹木の除去が行われると、自然観察林の境界から内側の樹木がなくなり、自然観察林の役割が大きく損なわれることになる。

周囲の農地を公有地化することで、将来にわたって自然観察林を保全できるようにしてほしい。

37. 桜井の森の整備 (前 21)

市街地内の屋敷林は落ち葉への苦情等から保存が困難な場合が少なくないことから、古利根川沿いに、屋敷林をつなげた「桜井の森」を整備してほしい。

前21の提言に対し、越谷市から、古利根川沿いに連なる屋敷林は、多くが民有地であるため、 課題を整理し、古利根川緑道の整備と併せ、調査研究を行ってまいります。埼玉県と協議して検 討を進めていきます、との回答を得ている。

桜井地区コミュニティ推進協議会は、かねてより桜井地区の樹木の減少を心配し、市街地での 屋敷林の保持とともに、古利根川沿いに、屋敷林をつなげた「桜井の森」の実現を求めてきた。

さらに、新しく拡張される平方公園内にも「桜井の森」を建設してほしいとの期待がある。

古利根川は、堤防の外側(民家側)にも公有地があるので、隣接する市有地を公有地化するなどして樹林帯を建設するという提言である。

38. 屋敷林景観の維持と保全 (前 138)

屋敷林は、風を防ぐだけでなく、美を備えている。桜井地区の原風景であり、市民の生活環境に良好な景観を与え、「憩える自然に包まれた、住みよいふれあいのまち桜井」の象徴である。しかし屋敷林の維持は、地権者に全面的にゆだねられている。隣接地への越境枝除去費用や落葉対応など、すべて地権者負担である。越境枝や落ち葉などへの地域の理解と対応への行政の支援を求める。

前 138 の提言に対し、越谷市から、大落古利根川などの河川やその周辺に残された社寺林や屋敷林、平方自然観察林などの自然の保全・活用を図り、水と緑のつながりある景観づくりに努め

てまいります、との回答を得ている。

「越谷市緑の基本計画」に、屋敷林などは、市内の貴重な緑地であり、地権者や近隣住民のご協力をいただきながら保全に努めるとの記載がある。越境枝や落ち葉などへの費用助成、地域の理解と対応への行政の支援を求める。

【公園整備】

平方公園のレイアウト見直し、屋内施設の整備、桜井地区中央、南部への公園整備など、少子 高齢化、災害対応、環境保全などの新しいニーズに対応したまちづくりへの提言である。

市民自治、行政と市民の協働がうたわれている越谷市なので、公園整備においても、市民参加を求める。

39. 平方公園の広域利用見直し (前 26)

地域住民が優先的に使用できるなど、広域利用を見直す。

前 26 の提言に対し、越谷市から、平方公園は総合公園として整備予定であり、「だれもが利用しやすく安全な公園をつくる」ため、地域の方に限らず広域利用が必要な公園と考えている、新平方公園の運動施設は、5 市1町の市町民が利用できることにかわりはない、平方公園は、位置づけが総合公園となるため、平方地区に限定した利用形態ではなく、広範囲の方々が利用する公園となる、なお、規模の大小を問わず、利用者を限定した公園はない、との回答を得ている。

地域住民の優先的な使用を求めたのは、利用者を限定した公園をつくってほしいということではなく、高齢化、周辺の開発、水害対策、環境保全など、地域の課題が大きくなることから、地域に役立つ公園づくりを求めたのである。広域利用の名のもとに、地域住民が日常的に利用する観点を忘れ、大規模な運動施設の建設に注力しているように見えるのである。

公園づくりこそ、「参加」「協働」「情報共有」の原則に立って推進しなければならない事案である。建設スケジュールは、現行の施設撤去、樹木伐採を行ったあと地盤整備を一体的に行い、上物が完成してから、公園開設するという手順である。

地域外から見れば、新しい平方公園ができるまで、他の運動施設を利用することができるものの、地域住民にとっては完成までの数年間、何のよりどころもなくなってしまうのである。広域利用の見直しは、地域住民の利便性と「参加」を求めたものでもある。

40. 平方公園レイアウト見直し (前 27)

多目的グラウンドや、憩いの場、緑の回廊、桜井の森など、多くの市民が利用できる観点から

平方公園の整備を見直してほしい。平方公園見直し当初は、桜井地区体育祭の開催も期待される 運動施設だったが、少子高齢化が進み、地域のインフラとしての公園づくりが求められるように なった。公園のあり方が大きく変わってきているにもかかわらず、20 年以上も前のレイアウトに 固執するのは、これからの公園づくりにふさわしくない。

前 27 の提言に対し、越谷市から、今後、整備を進める中で市民の皆様の休息や運動等、総合的な利用に供する公園としての整備を検討していくという回答がある一方、令和7年度に造成工事が完了する予定。公園の基本レイアウトは決定している。細かいレイアウトはご意見を伺い検討していく、との回答もある。

早急に、桜井地区まちづくり推進会議等と話し合いを進め、これからの少子化、高齢化社会等 を踏まえたレイアウトに見直してほしい。

41. 平方公園屋内施設の整備 (前28)

屋内でやる卓球やバレー等は春日部市内の施設を利用せざるを得ない状況であるため、平方公園を拡張する際、屋根のある施設の整備検討を行ってほしい。

前 28 の提言に対し、越谷市から、平方公園拡張整備は、公園敷地利用などについて地域の皆様等とワークショップ等を行い、整備計画を定めていることから、新たに屋内施設を整備することは、現段階では難しいものと考えております、の回答があったが、2002 年に地域の人たちとのワークショップが行われたときに比べて、現在の計画図は大きく異なっている。2002 年以降新たに市民参加による検討会が開かれた結果ではない。現在の計画図に変更になった経緯について、越谷市は説明していない。

今日の新たなニーズに対応した屋内施設の整備を求める。

42. 桜井地区中央、南部への公園整備 (前30)

公園緑地の少ない、桜井地区中央、南部に公園を整備してほしい。

前 30 の提言に対し、越谷市から、今後、公園の充足状況や地域の要望等を踏まえ、全市的な状況を見据えながら検討してまいります、との回答を得ているが、大規模災害が懸念されるようになってきたことなどから、「参加」「協働「情報共有」の原則に基づき、中央、南部への公園整備について検討結果を桜井地区まちづくり推進会議等で公表し、具体的な公園整備を進めてほしい。

【水害対策】

水害対策は、河川整備、排水設備整備、内水害対策、調節池の整備、水田、遊水地など、さまざまな対策を総合的に行って実現していくものである。

水害対策を進める国土交通省は、2021 年に関連法律を改正して、地域で水をためて、川に水 を流さないようにする「流域治水」を、治水対策の基本にすえた。

「流域治水」は、河川整備に加え、雨水貯留施設の設置、水田の湛水機能の強化や、土地利用規制、遊水地の設置など、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させようというものである。

2024年4月、国交省江戸川河川事務所は、越谷市など周辺7市町と埼玉県とともに、この先5年間と中長期の治水対策「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」をまとめて公表した。

さらに国土交通省は、2024 年 4 月、中川・綾瀬川流域の河川について、浸水対策を推進する「特定都市河川」に指定すると発表した。指定によって県や市町は浸水対策工事で国の補助を得やすくなるほか、流域で 1 千平方メートル以上の宅地を開発する場合などは知事の許可が必要になり、事業者には遊水池の整備など、河川に流れ込む水を抑える対策が義務づけられることになる。

第5次越谷市総合振興計画が策定されたのは、2021年。「流域治水」が定まる前である。

近年、越谷市は大きな水害に見舞われるようになっている。第 5 次越谷市総合振興計画後期基本計画の策定には、水害対策の新しい状況変化を踏まえて、対応すべきである。

43. 水害対策のため会の川、平新川、新方川の整備 (前5)

近年、地区内の水害被害が多発し、濁水により汚染された家屋の修復に難儀している市民が増えている。地域住民の被害解消のため、会の川、平新川、新方川の整備を進めてほしい。

前5の提言に対し、越谷市から、新方川については、県による河川改修が進められています。また、市が管理する会の川については適正な維持管理に努めております。さらに、平新川については、平方公園の整備に併せて改修に取り組むとともに、下流部における浸水被害を軽減するために、貯留施設の設置を検討してまいります、との回答を得ている。

新方川は、河道掘削や堤防のかさ上げ工事が進んでいる。平方地区を流れる平新川は、平方公園の整備に併せて改修するとのことである。会の川は、県営団地の裏側の水路の流れを良くする工事が、令和2年度に実施された。

しかし、これだけでは水害の恐れがなくならない。今後とも、河川整備を進める必要があるため、「再提案」とする。

44. 平方公園の遊水機能の増強 (前 29)

平方地区の水田の埋め立てが進行し、水田の遊水機能が低下しているため、平方公園内に設置 される調節池の容量を増やし、地域の水害対策にも貢献するようにしてほしい。

前29の提言に対し、越谷市から、敷地拡張整備を行っている平方公園は、過去10数年間に発生した台風では水没しない高さで計画しており調節池の機能も備えております。しかし近年のゲリラ豪雨等の状況を踏まえますと、さらなる遊水機能の強化も必要と思われるため増強について検討を行ってまいります。また、太陽光発電設備設置に関しては、今後の整備の参考とさせていただきます。公園内の調節池の容量は、公園の造成に伴って排除される水の量を吸収するだけであって、周辺の洪水量を引き受けるものではありませんが、河川課と協議して検討していきます、との回答を得ているが、平方公園の調節池を大きくして、平方公園を地域の洪水防止に役立てるというのは、水田の遊水機能の維持、河川整備、雨水貯留施設の整備、開発に伴う調節池の整備など、総合的な治水対策の一環なので、平方公園の整備を担う公園行政の範囲を超えて水害対策として取り扱ってほしい。

45. 排水設備の整備 (前 64)

排水設備の改修・修繕を進めてほしい。

前 64 の提言に対し、越谷市から、排水設備の整備については、浸水被害の軽減を図るため、ポンプ施設、雨水幹線の整備を行うとともに、老朽化した既存施設の改修等を行っております。また、災害時に機能するよう、適切な維持管理に努めております。平新川の排水ポンプは、越谷市が平成 27 年に設備改修しました、との回答を得ている。

平新川の排水ポンプ場は、地元の治水組合が運転管理している。農業用水のくみ上げと洪水時の排水の切り替え、アクセス道路の整備、大雨時に排水ポンプを的確に起動するための人員配置など、改善が必要である。公的管理を検討する必要がある。

46. 内水害対策 (前 67)

桜井地区全域を対象として、内水害対策のため、遊水地、一時貯留地、内水排除施設を整備してほしい。

前 69 の提言に対し、越谷市から、想定を超える雨やゲリラ豪雨による浸水被害の軽減を図るため、排水施設等の強化と併せて雨水貯留施設の整備を進めるなど、総合治水対策の推進に努めてまいります、との回答を得ている。

近年、全国的に内水害が発生している。2023 年 6 月の越谷の水害は、河川氾濫ではなく、洪水を川に排出できないために発生した内水害である。

水害対策の基本は、洪水を川に流すか、どこかに貯めて安全を確保するかのふたつ。

桜井地区の場合は、排水ポンプで洪水を新方川に流すか、貯留地に貯めるかである。2023 年の水害では、新方川とその先の中川の水位が高まり、排水ポンプが稼働できなくなった。

提言1は、水害対策のため会の川、平新川、新方川の整備を進めてほしいというものだが、川に流れ込む水の量が多すぎると、河道掘削や堤防のかさ上げなどをしても、川だけで水害を防ぐことができなくなる。

川への排水が期待できないなら桜井地区内に遊水地、一時貯留地を設ける必要がある。

国土交通省は、洪水対策を河川のみに頼るのではなく、地域で貯留するなど「流域治水」対策を進めている。

桜井地区の水田を埋め立てる開発行為を検討しなくては、水害対策は前に進まない。

47. 調節池の整備 (前 68)

地域の水害を軽減するため、平方に調節池を整備してほしい。

前 68 の体現に対し、越谷市から、平新川流域の浸水被害の軽減を図るため、貯留施設の設置に向けて検討してまいります、との回答を得ている。

平方地区の水害を防ぐには、平新川の排水ポンプの強化、水田などの遊水機能の維持、そして 調節池の整備を行う必要がある。

現在、平方地区の水田は、地盤が低い所にあるため、数万㎡の洪水を貯留する能力がある。それでも平方の各所で、水害が発生している。今後、水田が資材置き場などに代わっていくと、水田が引き受けていた洪水は周辺の人家に押し寄せる。田んぼ 1 枚分(10 アールとすると)が資材置き場などになると、300 ㎡から 500 ㎡の水があふれることになる。

2002年に、平新川の改修に伴って国道 4号バイパス付近への 3.4万㎡の調節池設置が検討された。当時、越谷市治水課による「平新川整備基本構想策定に向けた検討会」が開かれ、桜井地区連合自治会、桜井地区子ども育成連絡協議会、桜井スポ・レク推進委員会、平方用水機組合などから委員が参画した。検討会で、3年に一度程度の洪水を防ぐ計画案が紹介された。平新川全体をつくり替え、平方中学校付近に、3.4万㎡の流末調節池を設置するというものである。

この検討は、どのようになっているのか。

桜井地区まちづくり推進会議などで、この課題を話し合い「参加」「協働」「情報共有」にもと づいたまちづくりを進めてほしい。

48. 水田、遊水地等による水害対策 (前 69)

地盤の低い水田が水没することで、地盤の高い人家側が守られるので、水田を維持し、遊水地 を確保してほしい。

前 69 の提言に対し、越谷市から、平新川流域の浸水被害の軽減を図るため、貯留施設の設置に向けて検討してまいります。また、土地改良区と連携を図りながら、水田の保全に繋がる農業用排水路施設の適正な維持管理に努めております、との回答を得ている。

国土交通省が進める「流域治水」は、水田や農業水路などの貯留機能を重視している。

2023 年の越谷水害では、新方川に越水の恐れがあるとして、排水機場のポンプが稼働停止した。河川に排水ができないため、域内で貯留することが求められたのである。桜井地区内で洪水時に貯留できるところは水田や校庭である。公園は水没しないように地盤が高く設定されているところが多い。

水田は農地法で安易に開発できないように規制されているが、近年、開発速度が速まっている。 開発申請の書面だけ審査して、現場確認を行わない対応が開発ラッシュを生んでいるとの指摘も ある。

水田は営農の場所である。桜井地区の水田地域を遊水地域に指定するなどして、地域の水害を防ぐとともに、営農者に水田湛水による補償をすべきである。

また農林水産省等が行っている様々な対応策を越谷市も活用し、水田経営が持続できるよう努めるべきである。

水田の持続的な維持と水害対策を合わせて行うことを提言する。

49. 地下埋設式貯留槽の設置 (新)

中川・綾瀬川緊急治水プロジェクトにおいて、越谷市では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策」の一つに、雨水貯留施設の整備を行うとされている。そこで公園や小中学校のグランド等、公共施設の地下に埋設式貯留槽を設置する。民間のスーパーマーケット、介護施設等の駐車場などへも地下埋設式の雨水貯留槽の設置を促していく必要がある。

桜井地区には公園が少ない。公園を増加するとともに、同施設を設置していくべきである。 小学校のグランドに雨水貯留施設を設けている場合もあるが、単にグランドに降った雨の外部へ の流出を抑制する効果しかない。地下貯留を行い、地域の水害対策に寄与すべきである。

50. せんげん台駅前の排水 (前 66)

大雨のたびに問題になり、その惨状が全国に報道されている、せんげん台駅前の排水強化を求

める。

前 66 の提言に対し、越谷市から、せんげん台駅東口については、県が進めている新方川の東 武線橋梁架替事業に伴うゲートポンプの設置に向けて協議を行っております。また、西口を含め た駅周辺に仮設ポンプを設置出来るよう調整していきます。さらに駅周辺の浸水被害の軽減に向 けて雨水貯留施設の整備について検討しております、との回答を得ている。

中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトでは、せんげん台駅周辺の排水対策に、排水路の整備 と雨水貯留施設の整備が示されている。いずれも越谷市が整備することになっている。新方川の ゲートポンプ、駅周辺の仮設ポンプなど、具体的な排水対策について、桜井地区まちづくり推進 会議などに情報提供し、対策の強化を進めてほしい。

【災害対策】

越谷市地域防災計画や、越谷市危機管理計画など、災害時の対応についての計画に加えて、桜 井地区の安全対策を強化するための対策が必要である。

51. 災害避難場所の確保 (新)

桜井地区の中央・南部は住宅密集地が多く、地震・大規模火災時の避難場所が少ない。桜井地 区において広域避難場所になる用地を確保してほしい。

52. 計画的な市街地開発 (前 70)

平方地区など、農地の改廃が虫食い的に広がり、盛り土部分が拡大して遊水機能が減少しているにもかかわらず、それに対応した調整池などの整備が行われず、災害に弱い地区に変わっている。市街化調整区域の一部を見直し、災害に強く、暮らしよい市街地整備を計画的に進めてほしい。武里駅から 2 k m 圏内に広がる平方地区には、古い住宅が点在しており、防災の観点から計画的な市街地開発をしてほしい。

前 70 の提言に対し、越谷市から、平方公園の拡張整備において、防災機能の整備・強化を図るため、防災備蓄倉庫の設置などを検討してまいります、との回答を得ているが、提言は、市街 化調整区域の市街地化の課題を提起しているものである。市民と向き合って対応してほしい。

【農業振興】

農業の振興は、桜井地区のまちづくり目標「暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な 自然と共存するまちづくり」の実現に不可欠である。桜井地区から農業がなくなると、水田の水 害防止機能がなくなり、身近な自然と共存するまちづくりが成り立たなくなる。

第5次総合振興計画前期基本計画は、5-3持続的に農業が行われる環境をつくるとして、531 越谷農業の強みを生かした農業経営を追求する、532 立地特性に応じて農地を保全・活用する、 533 持続的に農業経営を担う人材を育成する、534 消費者が農業を支える仕組みをつくるとの施 策の方向性を示しているが、以下の提言は、どれにも当てはまらない。後期計画に位置づけてほ しい。

53. 農地保全 (前 37)

後継者難などで水田が維持できない事例が多いことから、農業公社・生産法人の支援など、行政が農地保全を推進してほしい。

前 37 の提言に対し、越谷市から、保全・活用されてきた農地を可能なかぎり残していく方針のもと、各地域の特性に応じた保全策を検討・推進してまいります、との回答を得ている。

農地は、農家のためだけではなく、水害防止、環境保全、景観形成など、さまざまな機能がある ことから、農地維持のための公的支援が、全国的にも推進されている。

農地転用を極力抑えていくのか、開発を誘導していくのか、同じ法令制度の下でも、行政の姿勢 によって結果が大きく変わる。農地転用が安易に行われないよう、農地を可能な限り残していく 方針の下での対応を求める。

第5次越谷市総合振興計画前期基本計画、532は、農業振興地域農用地区域を対象としていて、 桜井地区の白地への対応は含まれていない。提言を後期計画に位置づけ、「検討・推進」結果を、 桜井地区まちづくり推進会議で報告してほしい。

54. 農産物直売所 (前 38)

桜井地区に農産物直売所を設置してほしい。

前 38 の提言に対し、越谷市から、新たな農産物直売所の設置については、安定的な農産物の出荷など、収益性の確保が必須であることから、立地の可能性の有無について、調査・検討を行ってまいります、との回答を得ている。

「調査・検討」結果を、桜井地区まちづくり推進会議で報告し、推進してほしい。

55. 遊休農地の利用 (前 42)

遊休農地に花植えなどができるよう支援を行い、地区の魅力発信につなげてほしい。

前 42 の提言に対し、越谷市から、保全・活用されてきた農地を可能なかぎり残していく方針

のもと、各地域の特性に応じた保全策を検討・推進してまいります、との回答を得ているが、遊 休農地の利用についての提言なので、再考してほしい。

【市民農園】

越谷市のまちづくりの目標「②みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり」にむけ、 市民が気軽に農に親しむ機会の提供は重要である。

越谷には、農業振興課で運営している市民農園が 5 か所 (122 区画)、地域共生推進課のいきいき農園が 8 か所 (320 区画)、市が把握している民間の体験農園が 6 か所 (670 区画) あるとされている。このなかに、桜井地区内で運営されている民間の体験農園は入っていない。

56. 市民農園の拡大 (前 41)

高齢者が増えていくので、健康増進のためにも、農と自然に親しめる市民農園の規模や内容、 数を拡大して整備してほしい。

前 41 の提言に対し、越谷市から、今後の公的な市民農園の拡充予定はありませんが、民間事業者による体験農園の開設支援や連携強化を進めてまいります、市民農園の運営方法やあり方等の検討を行い、事業者による体験農園の開設支援を進めてまいります、との回答を得ている。事業者任せでは、まちづくりは進まない。

市民農園の運営方法やあり方等の検討を進め、検討結果を桜井地区まちづくり推進会議等で公表し、実現に向けて進めてほしい。

【公民館の活用】

57. 公民館の利用促進 (前 125)

イベント開催等により若者や高齢者を問わず、世代を超えた人たちの公民館利用を促進する必要がある。公民館カフェなどのイベントを開催し、普段利用しない若者や高齢者が公民館を利用できるような事業展開を図ってほしい。

前 125 の提言に対し、越谷市から、生涯学習活動の拠点施設である公民館において、各地区の特色を生かした公民館主催事業を実施するとともに、市民ニーズを反映させるため、生涯学習審議会や地区公民館運営協力委員会などにおいて協議を行い、内容の充実に努めてまいります。参加者が少ない青年期事業については、引き続き、講座内容等の工夫に努めてまいります、との回答を得ている。

基本的な運営方法は、そのまま進めてほしいが、新たな公民館カフェの設置を推進してほしい。

58. 交流館の整備・拡充 (前 127)

老朽化が進む桜井交流館について、建て替えなど、長く使用するための整備の検討・実施を行ってほしい。

前 127 の提言に対し、越谷市から、桜井交流館の今後の在り方については、「越谷市公共施設等総合管理計画」に基づき、地域の皆様のご意見を伺いながら、検討してまいります、との回答を得ている。

越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランで、桜井交流館は、2025 年までに耐震診断を行い、その結果により、2030 年までに施設のあり方を検討することになっている。そして2040年までに施設の方向性を決定するとなっているが、遅すぎるのではないか。

桜井交流館は、すでに老朽化が進んでいる。どのようにするかとの施設の方向性の決定が、早くて 2031 年、遅くて 2040 年では、時代の変化にも取り残されてしまう恐れがある。早急な対応を求める。

【地域文化】

桜井地区には、歴史的な伝統文化が数多く残されている。または既に活動は行われていないものの、具体的なやり方などが残されているものもある。桜井地区に居住する市民が、地域に親しみを持つためにも、こうした伝統文化を存続し、体験機会を設けることが大切である。

59. 地域文化の継承 (前 133)

下間久里地区の獅子舞や虫追い、とうかんやなど、地域の歴史ある伝統文化の継承を進める。 特に若い世代に対し、地域文化の周知や P R に努めるなど、後世にわたり、地域文化が継承されるような仕組みづくりに努めてほしい。

前 133 の提言に対し、越谷市から、文化財説明板、市ホームページや広報での PR、文化財に係る展示などにより、下間久里の獅子舞等の市内文化財の周知に努めてまいります。また、下間久里の獅子舞の後継者育成事業に対して補助を行うなど、市内指定文化財の所有者及び保存団体を支援し、文化財の保護と継承を図ってまいります、との回答を得ている。

虫追い、とうかんやなどは、地域団体や公民館事業などで継承していくことが適切かと思われるので、今後とも行政との連携のもとで推進していくことが大切である。

60. 地域文化の育成支援 (前 134)

鴨場や能楽堂だけでなく、個性のある地域の文化を育てる必要がある。

前 134 の提言に対し、越谷市から、「越谷市郷土芸能祭」や「郷土芸能体験教室」を開催すること や、平方小学校にて実施している里神楽学習会に越谷市郷土芸能保存協会から講師を派遣するな ど、地域に古くから伝わる郷土芸能の保存・継承を図ってまいります、との回答を得ている。 今後、注視していきたい。